

社会福祉法人長岡福祉協会 介護老人保健施設サンプラザ長岡
通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第 1 条 社会福祉法人長岡福祉協会が開設する介護老人保健施設サンプラザ長岡(以下「当施設」という)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者に「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地)

第 4 条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設サンプラザ長岡 |
| (2) 所在地 | 新潟県長岡市三ッ郷屋町35番地 |

(従事者の職種、員数)

第 5 条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 施設長 (管理者) | 1 人 (医師) 兼務 |
| (2) 看護職員 | 0. 5 人以上 |
| (3) 介護職員 | 3 人以上 |
| (4) 理学療法士・作業療法士
又は言語聴覚士 | 3. 5 人以上 |
- 2 前項に定めるほか業務上必要があるときは、嘱託、臨時職員及びパートをおくことができる。

(従事者の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、本法人理事長の命を受けて、当施設の業務を管理し、職員を指揮監督し、利用者等の健康管理と医療ケアの確保にあたる。
 - (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
 - (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
 - (4) 理学療法士、作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーション実施に際し指導を行う。
 - (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 2 管理者は、必要により業務区分の変更を命じ、又は新たに業務を命じることがある。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 事業所の通常の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜日、日曜日、12月31日、1月1日を除く日
- (2) 営業時間 原則として午前10時より午後4時、但し利用者の要望により前後の時間延長に応じる。

(利用定員)

第 8 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む)の利用定員は、20人とする。

(事業内容)

第 9 条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう)医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。

- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション等の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告127号)」に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。
- (2) 前項に定めるほか、食費・特別な食事の費用、日常生活費、教養娯楽費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を別に定める利用料金一覧表により支払いを受けるものとする。
- (3) 費用の支払いを受ける場合、又は費用の額が変更となる場合には、利用者又は家族に対して事前に文書により説明を行い、文書により同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、旧長岡市とする。

(虐待防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体の拘束等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒、喫煙は職員の指示に従う。
- ・火気は使用しない。

- ・多額の金銭、貴重品は持ち込まない。やむを得ない場合は事務所に預ける。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関の受診は原則できない。
- ・ペットは連れ込まない。
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動はしない。

(非常災害対策)

第16条 消防計画に基づき防災訓練を年2回以上実施する。

- 2 非常災害用の設備点検は、保守業者と契約する。

(事故発生防止及び発生時の対応)

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。又、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人長岡福祉協会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。但し、夜勤勤務に従事するものは、年2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠賊、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(記録の整備)

第24条 当施設は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情に内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 当施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人長岡福祉協会介護老人保健施設サンプラザ長岡の幹部会議において定める。

附 則

- 第1条 この運営規程は、平成21年6月1日より施行する。
- 第2条 この運営規程は、平成27年7月1日より改正する。
- 第3条 この運営規程は、令和3年4月1日より改正する。